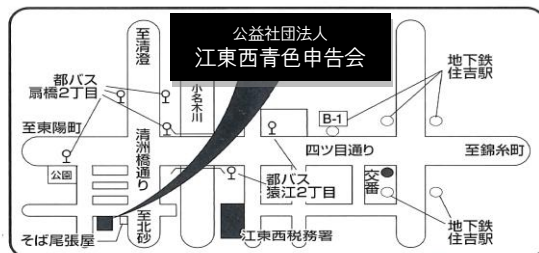


江東西あおいろ会報

公益社団法人江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号
TEL 03 (3649) 4178 : FAX 03 (3649) 6876
<http://nishiaoiro.sakura.ne.jp/>



固定資産税等の軽減措置の継続について

以下の 3 つの軽減措置について、平成 27 年度も継続することとしましたので、お知らせします。

1. 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
 2. 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
 3. 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置
- なお、3 つの軽減措置の概要は、以下のとおりです。

固定資産税等の軽減措置の概要

対象	経緯	軽減の割合等
小規模住宅用地 (面積 200 平方メートルまでの部分)	創設 昭和 63 年度 目的 都民の定住確保 地価高騰に伴う負担緩和	都市計画税 2 分の 1
小規模非住宅用地 (面積 400 平方メートル以下の土地のうち 200 平方メートルまでの部分)	創設 平成 14 年度 目的 過重な負担の緩和 中小企業の支援	固定資産税、都市計画税 2 割
商業地等 (負担水準が 65% を超える商業地等)	創設 平成 17 年度 目的 負担水準の不均衡を是正 過重な負担の緩和	固定資産税、都市計画税 負担水準 65% に相当する 税額まで軽減

※対象は 23 区内の土地です。

「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置」については、平成 27 年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出する予定です。

問い合わせ先 主税局税制部税制課 電話 03-5388-2949

これは昨年 9 月に会員の皆様へお願いしたハガキによる陳情の成果です。
たくさんの方にご協力いただきましてありがとうございました。
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

動画

でわかる

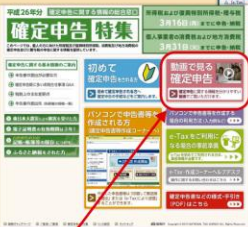
確定申告・税

国税庁のホームページには動画でわかりやすく確定申告や税を説明しているページがあります

国税庁トップページ

確定申告は
ここをクリック

確定申告特集



税がわかる
メニューページ

動画の
メニューページ



各種項目から
選んでクリック



1月の報告

女性部合同企画 スパ体験

14日 水曜日 小岩 湯宴ランド

青年部員15名、総勢30名で楽しく連帯感を深めました。

2部構成で、1部が観劇・歌謡ショーとスパ。リラックスして充電し、2部の食事会へ。カラオケ有り、美味しい食事ありで、一体感を共にし、残り僅かだが大切な申告時期と来年度に向けての結束を高めました。

女性部、青年部共に新年賀詞交歓会がなかったのが懇親を深めるための良い機会となりました。

スケジュール表

2月	4日	第五回 事業委員会
	16日 ～ 16日	確定申告 2月16日(月)～3月16日(月)
3月	20日	第六回 正副部長会議
	30日	第六回 事業委員会 下期反省会

休刊のお知らせ

3月初旬は確定申告の為、毎月発行している青年部アクティブネットは休刊させていただきます。

青年部では部員を募集しています。
青色申告の普及や街の発展、事業拡大に役立つ企画をしてみませんか？
一緒に行事・勉強会を創りあげて頂く人を募集しています。
質問でも構いません。一度ご連絡を！！

(公社) 江東西青色申告会
03-3649-4178

又は
青年部 副部長 和泉
090-5551-5397

江東西税務署からのお知らせ

個人事業者の消費税率の引上げに伴う中間申告・納付額に関する重要なお知らせ

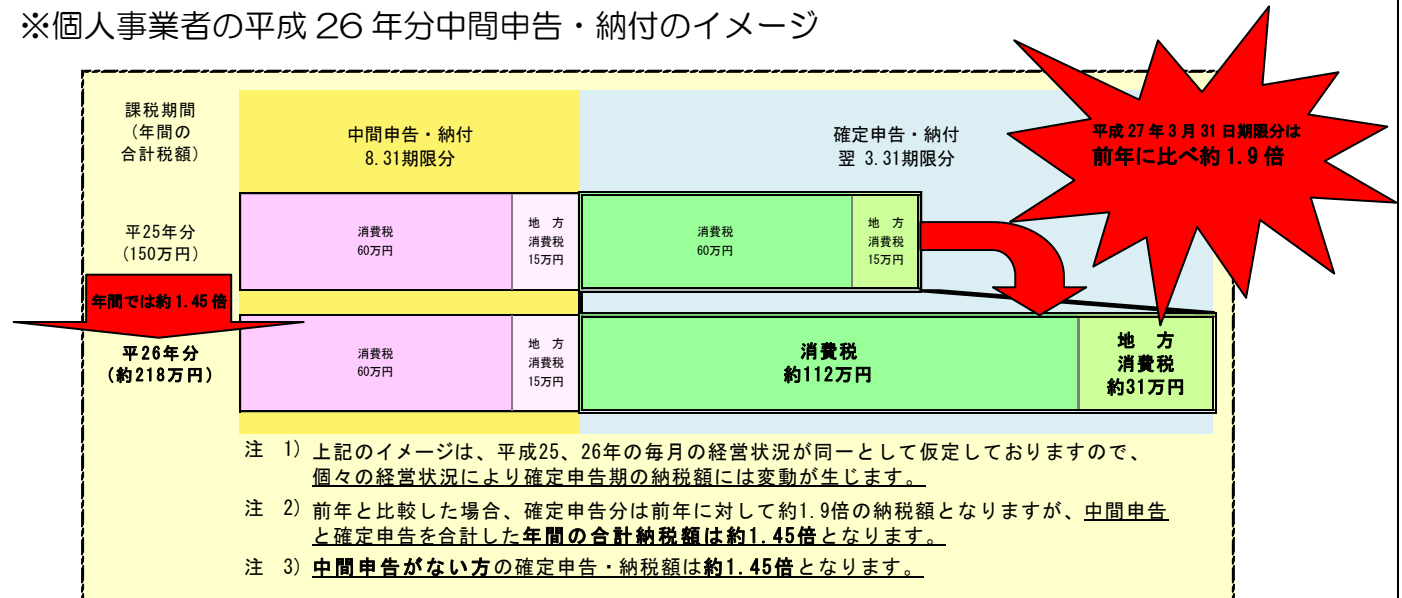
計画的な納税資金の準備を

消費税率は平成26年4月1日から8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）に改定されています。

一方、消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の消費税額（国税）を基礎として計算されています。

このため、消費税率の改定直後においては、今後申告する課税期間が消費税率8%の期間であっても、中間申告・納付額が直前の5%に対応する金額であるため、確定申告時には、その差額に対応する消費税額を申告・納付する場合がありますので、納税資金の準備をお願いいたします。

※個人事業者の平成26年分中間申告・納付のイメージ



平成27年分から「任意の中間申告制度」が創設

事業者の方々が計画的に消費税の納付を行っていただけるよう、確定申告を待たず自主的に中間申告・納税ができる「任意の中間申告制度」が創設されました。この制度を利用する場合は、税務署に「任意の中間申告書を提出する旨の届出」をする必要があります。詳しくは、江東西税務署個人課税第1部門まで。

※個人事業者の平成27年分の中間申告・納付のイメージ

直前の課税期間 の確定消費税額	48万円以下		48万円超～ 400万円以下	400万円超～ 4,800万円以下	4,800万円超
	「任意の中間申告書を提出する 旨の届出」の提出有無				
	提出していない	提出した【創設】			
中間申告の回数	中間申告不要	年 1 回	年 1 回	年 3 回	年11回
中間申告・納付 期限		(注)	各中間申告の対象となる期間の 末日の翌日から 2 月以内		※詳しくは税務 署に
中間納付税額		直前の課税期間 の確定消費税額 の 1/2	直前の課税期間 の確定消費税額 の 1/2	直前の課税期間 の確定消費税額 の 1/4	直前の課税期間 の確定消費税額 の 1/12
1 年の 合計申告回数	年 1 回 確定申告 1 回	年 2 回 中間申告 1 回 確定申告 1 回	年 2 回 中間申告 1 回 確定申告 1 回	年 4 回 中間申告 3 回 確定申告 1 回	年12回 中間申告11回 確定申告 1 回

(注) 6月中間申告対象期間(その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間)の末日の翌日から2月以内

各会議・行事 ご報告

1月6日(火) 三役会(会長 福與公秀)

1月29日に開催される新年賀詞交歓会の運営について協議が行われました。また、新年度の事業計画について各委員会の骨子が提出され、理事会案が決定しました。

1月16日(金) 事業厚生委員会(委員長 野島和博)

次年度の事業計画について、より具体的な活動内容が協議されました。また、次年度の会員研修旅行について実施が9月に決定したのでお知らせいたします。

1月20日(火) 理事会(会長 福與公秀)

各委員会の新年度事業計画骨子案について審議が行われ、承認されました。また、定款変更案について審議が行われ、前回理事会で提案された事項について承認されました。

1月26日(月) 青色コーナー運営委員会

(委員長 大村彰男・庄司修)

2月16日から設置される青色コーナーについて、より具体的な従事方法について研修が行われました。

また、江東西税務署 個人課税第一部門 菅野上席をお招きして、青色コーナーの設置場所や従事する方の心構えなどをご講義いただきました。



これからの予定

2月

2月(三)役会

4月(水)青年部事業委員会

16月(月)所得税の確定申告書受付開始
正副会長・青年部会議

3月

2月(三)役会

16月(月)所得税の確定申告書提出・納付期限

17月(火)創立記念日

18月(水)消費税相談開始

20月(金)青年部正副部長会議・事業委員会

23月(月)三役会

24月(火)理事会

30月(月)青年部下期反省会

31月(火)消費税の確定申告書提出納付期限 年度末

事務局からのお知らせ

◆ 3月号の会報はお休みさせていただきます。
◆ 3月17日(火)は、創立記念日のためお休みさせていただきます。

◆ 毎年5月号の会報には、総会資料とともに総会出欠ハガキをお入れしております。総会に出席ができない方は、5月号同封のハガキにて委任状をご提出ください。ご提出がないと総会が成立いたしませんので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

青色共済にご加入を

死亡・入院・障害・火災見舞保険金をはじめ、地震・天災にも給付され安心。会費は月額1,000円と低廉。

共済会費は経理上申告会会費と同様の扱いとなります。既に加入の生命保険にプラス保障。加入は

14歳6カ月～60歳6カ月の方まで
新規・追加加入の方全員に
QUOカード(500円)贈呈!

**加入するなら
お得な今がチャンス!!**

お申込み・ご質問などは
青色申告会まで
03-3649-4178

小規模企業共済制度

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか?

年金だけでは不十分で、不安がある。
自分で積み増すには、どんな
ものがあるのかな...

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします。

掛金は
全額所得
控除

1 加入し、掛金を毎月
積み立てておけば...

2 将来、「廃業」「役員退任」
等が生じたときに共済金を
受け取れます。

3 現役引退後の
安心した生活設
計が図れます。



★毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば課税対象所得400万円の方なら、約11万円の節税になります。(左図は確定申告書の記載例)

●共済制度の詳細な内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

共済制度の運営機関



中小企業と地域振興をもっとサポート

中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門3森ビル

共済相談室

TEL 050-5541-7171

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

小規模企業共済

検索

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています